

【中央区 南1～10条西1～10丁目】

ごみ収集につきましては、その地域ごとの収集量を基に配車（収集台数の決定など）しておりますが、ごみの収集量が減少していることから収集ルートの見直しが避けられない状況であります。つきましては、下記のとおり収集ルート等を変更させていただきますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、該当している排出事業者様には、既に別途ご案内しております。

◆ 変更開始日 **令和6年4月1日(月)**から

◆ 対象住所

◇ **伝票収集**^{*1}の排出事業者様はこちらをご参照願います。

住 所	びん・缶・ペットボトル
南1条西4～7丁目 南2条西8～10丁目 南8条西1丁目 南9条西1～3丁目 南10条西1～3丁目	毎週 火・金曜日に統一します。 (収集方法は、ご予約をいただいてからの収集など排出事業者様により異なります。)

◇ **事業所用プリペイド袋**^{*2}をお使いの排出事業者様はこちらをご参照願います。

住 所	資源物・燃やせないごみ（黄色）
南1条西4～7丁目 南2条西8～10丁目 南8条西1丁目	毎週 火曜日に統一します。 (収集方法は、ご予約をいただいてからの収集など排出事業者様により異なります。)
南9条西1～3丁目 南10条西1～3丁目	毎週 月曜日に統一します。 (収集方法は、ご予約をいただいてからの収集など排出事業者様により異なります。)

※1 契約書の締結による収集方法です。ごみの収集時にその都度計量、ごみの収集伝票を発行し、締め日ごとに請求書を発行します。

※2 収集運搬料金を含んだ専用ごみ袋（プリペイド袋）を使用してごみを排出する方法です。